



シェアリングで気軽に使える乗り物にも、
それぞれ必要な資格やルールがあります。
乗る前にしっかり確認しよう！

たとえば…

	いわゆる「公道カート」 (ミニカー・マイクロカー)	いわゆる「電動キックボード」 
道路交通法の分類 (車両区分)	普通自動車	(特例)特定小型原動機付自転車 または 原動機付自転車等
資格	普通自動車免許※が 必要 (※国際運転免許証(IDP)は、1949年のジュネーブ条約締結国によって発給されたものに限る)	○ (特例)特定小型原動機付自転車は、免許不要 ただし 16歳未満は運転禁止 ○ 原動機付自転車等は、 免許必要
交通ルール 〔外国語の資料〕	車両区分に応じた交通法規を守りましょう！	
	〔出典：警察庁HP リーフレット,リンク集 〕 〔出典：警視庁HP リンク集 〕	東京都： WEB 、 リーフレット 〔東京都： リーフレット 〕